

第84回国民スポーツ大会記録業務基本計画

第84回国民スポーツ大会の記録業務は、「第84回国民スポーツ大会記録業務基本方針」に基づき、県、会場地市町村及び関係競技団体が連携して円滑に業務を推進できるよう、この基本計画により実施する。

1 対象競技

第84回国民スポーツ大会における正式競技及び特別競技とする。

2 記録本部

県及び会場地市町村は、記録業務の円滑な推進を図るため、それぞれ記録本部を設置する。

(1) 競技会場記録本部

会場地市町村及び関係競技団体は、実施競技に関する競技成績等を処理及び発表し、県へ送信するための競技会場記録本部を設置する。また、複数の会場で実施される競技については、競技記録集約会場を決定する。

(2) 県記録本部

県は、全競技の実施状況、競技記録等を収集及び発表し、都道府県総合成績を算出するため、県記録本部を設置する。

3 業務内容

(1) 競技会場記録本部

ア 競技記録等の決定

競技会場記録本部は、競技の実施状況を把握し、競技記録等を取りまとめるとともに、競技別総合成績を決定する。

イ 県記録本部への送信

競技会場記録本部は、競技記録等及び競技別総合成績を県記録本部へ送信する。

ウ 競技会場における競技記録等の発表

競技会場記録本部は、競技記録等及び競技別総合成績を競技会場において発表する。

エ 競技記録集約会場

集約会場に決定された競技会場記録本部は、その他の競技会場の競技記録等及び競技別総合成績を取りまとめ、県記録本部へ送信するとともに発表する。

(2) 県記録本部

ア 競技記録等の収集

県記録本部は、全競技の競技記録等及び競技別総合成績を競技会場記録本部又は競技記録集約会場から収集する。

イ 競技記録等の発表

県記録本部は、全競技の競技記録等及び競技別総合成績を発表するとともに、記録・成績等に関する照会に対応する。

ウ 都道府県総合成績の算出・発表

県記録本部は、収集した競技記録等及び競技別総合成績から、都道府県総合成績を算出し、発表する。

4 記録システム

県は競技記録等及び競技別総合成績の収集、都道府県総合成績の算出、発表を正確かつ迅速に処理するため、次の記録処理システムを構築する。

- (1) 競技記録等及び競技別総合成績を競技会場記録本部又は競技記録集約会場から県記録本部へ速やかに送信できるシステム
- (2) 競技記録等及び競技別総合成績から、速やかに都道府県総合成績を算出できるシステム
- (3) 競技記録等及び競技別総合成績並びに都道府県総合成績を速報できるシステム

5 その他

(1) 公開競技の記録業務

競技記録等は、中央競技団体が県へ報告する。

(2) デモンストラーションスポーツの記録業務

競技記録等は、会場地市町村が県へ報告する。

(3) この基本計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。